

◎裁判所職員定員法の一部を改正する

法律

(平成二十三年四月二二日法律第一八号)

一、提案理由(平成二十三年三月二五日・衆議院法務委員会)

○江田国務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、その内容は、民事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を四十五人増加しようとするものであります。

以上が、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成二十三年三月三一日)

○奥田建君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

す。

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を四十五人増加しようとするものであります。

本案は、去る三月二十四日本委員会に付託され、翌二十五日江田法務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(平成二十三年四月一五日)

○浜田昌良君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改め、裁判官のうち、判事の員数を四十五人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、判事のみを増員する理由と事件数等の推移、法曹養成の在り方、裁判官の独立性と人事評価、被災者のための司法の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。